

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和9(2027)年4月採用職員【募集要項】

《 2026年10月12日(月) 締切 》

職業能力開発職 (経験者(実務経験3年以上 10 年未満))

1 募集内容

(1) 職業能力開発職

■採用予定数

60名程度

※2027 年4月採用における職業能力開発職(新卒・未経験、実務経験3年以上 10 年未満、実務経験 10 年以上)の採用予定者の総数です。

■職務内容

【雇入れ直後】

就業の場所における、離職者、在職者等に対する職業訓練指導業務及び職業訓練に関する付随業務

【変更の範囲】

就業の場所における、離職者、在職者等に対する職業訓練指導業務及び職業訓練に関する付随業務(ただし、出向に係る規程に従って出向を命じることがあり、その場合は出向先の定める業務)

■募集分野

機械、溶接、電気、電子情報、建築、建設機械、港湾荷役、ビル管理

■応募資格

以下のいずれも満たす方

- (1) 2027 年4月1日(採用予定日)時点で 62歳以下の方。
- (2) 高等学校卒業以上の学歴を有する方。
- (3) 応募分野の実務経験年数が 2027年3月末までに3年以上 10 年未満の方。
- (4) 応募時点で、次のいずれかに該当する方

①応募分野に関する職業訓練指導員免許を所持している方

(工業等の高等学校教員免許状を有する等の条件により、都道府県へ申請することで免許が取得できる方を含む。)

※各応募分野に関する職業訓練指導員免許は、別紙1「募集分野に必要な職業訓練指導員免許について」を参照してください。

②職業訓練指導員講習(48 時間講習)の受験資格があり、採用予定日までに指導員免許を取得できる見込みのある方

③応募分野の関連職種の技能検定 1 級を所持している方

(入構後に所定の研修を受講し、職業訓練指導員免許を取得していただきます。)

※応募分野の関連職種の技能検定 1 級については厚生労働省 HP「職業訓練指導員免許職種(全123職種)と技能検定の関係について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001145279.pdf>)を参照ください。

(5) 品行方正であり、公的機関においてものづくりを通じて、ひとづくりのために情熱を持って、他の職員と協調して職業訓練指導ができる資質のある方。

(6) 心身共に健康である方。

※ 未経験者(実務経験 3 年未満)、経験者(実務経験 3 年以上又は実務経験 10 年以上)の応募要件を満たしているかについては別紙2「職業訓練指導員(職業能力開発職)の採用に係る応募資格等について」を参照してください。

また、次のいずれかに該当する方は関係法令により職業訓練指導員免許を受けることができないため、応募できません。

- ・ 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- ・ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

■採用予定日

2027年4月1日

※ 採用日は原則、上記日程となりますが、2026年度途中(2026年10月1日以降2027年3月までの間)の採用について、相談させていただくこともあります。

(2) 留意事項

- ・ 採用後は、当機構の施設間において転勤(原則として、希望するブロックを中心に転勤)があります。

2 待遇

(1) 契約期間

期間の定めなし

(2) 試用期間

採用の日から6か月(試用期間中も待遇は変わりません)

(3) 給与

俸給は、職員給与規程に基づき、最終学歴・実務経験等を考慮して決定します。

【給与初任給】275,700 円～311,541 円(学歴区別及び実務経験年数等により左記金額から加算)

■参考例

【採用予定日に25歳大卒、かつフルタイムでの職務経験(応募分野関連業務)3年の方】

月額32.3万円程度(採用1年目)

この場合の年収は、採用 1 年目で490万円程度、採用 2 年目で550万円程度となります。

【採用予定日に31歳大卒、かつフルタイムでの職務経験(応募分野関連業務)9年の方】

月額35.2万円程度(採用1年目)

この場合の年収は、採用 1 年目で530万円程度、採用 2 年目で620万円程度となります。

- ※ 上記以外にも、規程に基づき、該当者には下記の諸手当が支給されます。
- ※ 月額 は俸給、地域手当(※勤務地により 0%～13%)の合計。
- ※ 「(13)定年等」に記載の定年年齢の段階的引き上げに伴い、60 歳を超える職員の俸給は、規定額の7割程度の額となります。

(4) 諸手当

扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当 等

(5) 昇給

年1回

(6) 賞与

年2回(2025 年度実績 4.65 カ月)

(7) 就業の場所

【雇入れ直後】

全国にあるいずれかの職業能力開発促進センター、訓練センター、職業能力開発大学校または職業能力開発短期大学校となります。

【変更の範囲】

全国にある下記(1)～(4)の施設間で転勤があります。

- (1)職業能力開発促進センター、訓練センター
- (2)職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校
- (3)国立職業リハビリテーションセンター(埼玉県)、
国立古備高原職業リハビリテーションセンター(岡山県)
- (4)機構本部(千葉県千葉市)

※ 勤務地は、希望ブロック調査結果に基づき、原則として、希望ブロックを中心に配属します。

ただし、施設の人員構成等の事情により、初任地が希望ブロック外となる場合があります。

また、キャリア形成等のための希望ブロック外施設への異動を実施します。

※ 職業能力開発職の配置・異動ルールについては、当機構ホームページに掲載する「職業能力開発職のキャリアについて」(<https://www.jeed.go.jp/jeed/recruit/om5ru800000002wl-att/ledngs00000063vz.pdf>)をご確認ください。

※ 詳細については当機構ホームページ(<https://www.jeed.go.jp/location/index.html>)をご参照ください。

(8) 勤務時間

8:45～17:00(勤務場所によって若干異なる場合があります)

(9) 休憩時間

12:15～13:00(勤務場所によって若干異なる場合があります)

(10) 時間外労働

あり(2024 年度実績 月平均 6.5時間)

(11) 休日・休暇

週休 2 日制(土曜・日曜)、国民の祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)、年次有給休暇(年間 20 日)、特別休暇(夏季、結婚、忌引、産前・産後等)、育児休業制度、介護休業制度 等

(12) 福利厚生

各種社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険)、財形貯蓄制度、職員宿舍 等

(13) 定年等

次のとおり段階的に定年年齢を引き上げる予定としています。

2025～2026年度 62歳 / 2027～2028年度 63歳 / 2029～2030年度 64歳 / 2031年度 65歳

※ 定年後、希望により 70 歳まで再雇用制度あり。

(14) 研修制度

新規採用職員研修、職業訓練指導員研修等の各種研修あり。

【新規採用職員研修(全職種共通)】

機構職員としての自覚と責任を認識し、必要な基礎的知識を習得するために、入構後約 1 週間、全職種共通で実施する研修があります。

(15) 受動喫煙防止措置

屋内禁煙

3 応募方法

(1) 応募書類

下記①～③の応募書類については、【JEED キャリアガイド Web 版】の「採用情報」ページに掲載している、**職業能力開発職(経験者(実務経験3年以上))の「応募書類(JEED 様式)※Excel 様式」**により作成してください。

- ① 履歴書・自己紹介書
- ② 職務経歴書
- ③ 作文
- ④ 職業訓練指導員免許(写し)(応募資格(4)-①に該当する方のみ)
- ⑤ 技能検定1級の合格証書(写し)(応募資格(4)-③に該当する方のみ)
- ⑥ 成績証明書(原本)(一次試験合格者のみ)
- ⑦ 卒業証明書(原本)(一次試験合格者のみ)

※ ①～⑤の書類は電子データ、⑥～⑦の書類は郵送で提出することとし、提出方法は下記(2)を参照してください。

※ 職業訓練指導員免許所持者は、自己紹介書の免許取得状況欄で「指導員免許所持」を選択し、所持している免許職種を入力するとともに、免許状の写しを応募書類と併せて指定の方法で提出してください。

※ 職業訓練指導員免許取得見込者は、自己紹介書の免許取得状況欄で「指導員免許取得見込」を選択し、必要事項を入力してください。

※ 技能検定1級所持者は、自己紹介書の免許取得状況欄で「技能検定1級所持」を選択し、所持している技能検定職種を入力するとともに、合格証書の写しを応募書類と併せて指定の方法で提出してください。

※ ⑥～⑦について、提出方法は一次試験合格者あてに通知します。なお、大学院修了者は、大学及び大学院のものを提出してください。

※ 応募書類は、原則返却いたしませんのでご了承ください。また、提出していただいた個人情報は、当機構の採用活動及び採用後の雇用管理以外の目的で使用することはありません(採用に至らなかった方の個人情報は、採用選考終了後、情報漏洩のないよう適切な方法で破棄します)。

(2) 提出方法

上記(1)の応募書類を下記の方法でご提出ください。

■ 電子データの提出方法

- ① 提出する**応募書類の Excel ファイル名を「能開職・〇〇〇〇(氏名)・応募書類(JEED 様式)」**としてください。

(例) Excel ファイル名
能開職・幕張太郎・応募書類(JEED 様式)

※ Excel は必ず .xlsx で提出してください(他の拡張子は受付できません)。

(例) 応募書類ファイル名



能開職・幕張太郎・応募
書類(JEED 様式).xlsx

- ② **職業訓練指導員免許状(写し)又は技能検定1級の合格証書(写し)を PDF ファイル化し、**
ファイル名を「**能開職・〇〇〇〇(氏名)・応募資格確認書類**」としてください。

③ 作成した Excel ファイルおよび PDF ファイルは以下のイからロのいずれかの方法で提出してください。

イ. 提出用クラウドサービスを利用

下記の URL(提出用クラウドサービス)にアクセスしてください。

<https://jeed-box.ent.box.com/f/28b659210e1c47be802f0af8b8dd6df3>

応募書類の Excel ファイルを画面の指示に沿ってアップロードしてください。

アップロードが正しく完了すると、アップロード完了画面が表示されます。

ロ. 電子メールを利用

下記のメールアドレスあてに送付してください。

saiyou@jeed.go.jp

メール件名を件名「**能開職・〇〇〇〇(氏名)・応募書類提出**」としてください。

(例) メール件名
能開職・幕張太郎・応募書類提出

※ 指定のメール件名以外での提出は、受信できない可能性がありますのでご注意ください。

■ 提出に係る留意事項

※ JEED キャリアガイド Web 版の採用情報ページに「**応募書類提出用マニュアル**」を掲載しています。

概ね 5～10分程度でご提出いただけますが、時間に余裕をもってご提出をお願いします。

※ 「**@yahoo.com**」のアドレスからのメール受信は、JEED のサーバの仕様により**受信できません**
(「**@yahoo.co.jp**」は受信可能です)。

※ 履歴書に記載いただく電子メールアドレスは、受験案内や試験結果の通知等、当機構から採用関係で必要な連絡をする場合に使用いたしますので、間違いのないように入力してください。

※ 添付ファイルが開ける電子メールアドレスを記載してください。

※ 採用関係以外の目的では使用いたしません。

(3) 応募期間

2026 年 8 月 3 日(月) ～ 2026 年 10 月 12 日(月)17:00 必着

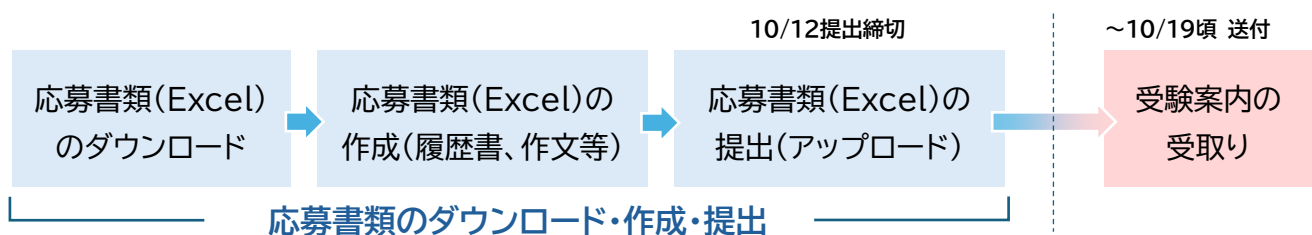
※ 応募期間以外に応募書類の提出があった場合は、原則無効となります。

(4) 受験案内の送付

2026 年 10 月 19 日(月)頃までに受験案内を電子メールにて応募者あて送付いたします。

※ 受験案内等は「saiyou@jeed.go.jp」の電子メールアドレスからお送りする予定です。

【応募書類の作成・提出～受験案内受取りまでの流れ】



4 選考方法

(1) 第一次試験

■ 内容

書類審査及び基礎能力試験(WEB 受験: TG-WEB)

基礎能力試験は、言語・数理・論理等に関する出題となり、下記期間内に指定する Web サイトにて受験していただきます。なお、受験にはインターネットに接続できるカメラ付きパソコン環境をご準備ください。詳細につきましては、受験案内を送付する際にお知らせいたします。

■ 基礎能力試験(WEB 受験)試験期間

2026年10月21日(水)から2026年10月25日(日)17:00まで(この時間を過ぎると受験できません)

(2) 第二次試験

■ 内容

専門試験、説明力確認試験、面接試験

■ 日時

2026年11月24日(火)から2026年12月4日(金)のうち、いずれか当機構が指定する日時

※詳細は、第一次試験合格者あて通知します。

■ 試験会場

4会場での実施を予定しています。履歴書の「受験希望会場」欄にて、必ず選択してください。

〔 千葉会場： JEED 本部 宮城会場： 仙台市内 大阪会場: 大阪市内 福岡会場： 福岡市内 〕

※ 各会場の詳細は、第一次試験合格者あて通知します。

※ 応募書類提出後の受験希望会場の変更には応じられませんので、ご注意ください。

※ 応募者多数により各会場の定員を超える場合は、上記の日程、会場以外でのご案内となる場合がございますので、予めご了承ください。決定した試験日時・会場は、メールでお知らせする受験案内をご確認ください。

5 留意事項

- ・ 受験等に要する交通費、宿泊費等は自己負担となります。
- ・ 選考中又は内定から採用までの間等を問わず、下記の場合は合格又は内定を取り消します。
 - ① 応募資格がないことが判明した場合
 - ② 応募にあたって重要な経歴を偽った場合
 - ③ 採用選考において不正な手段をとったことが確認された場合
 - ④ 心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認められた場合
 - ⑤ 反社会的行為等の機構職員に必要な適格性を欠くと認められる行為が確認された場合
- ・ 機構職員は「理事長の許可を得ないで他の業務につくこと。」は「禁止行為」とされています。兼職(いわゆる副業)については、規定の手続きに基づき、理事長に許可を得る必要があります。

(兼職の例)

- 官公庁等の公的機関からの要請に基づき委員等の業務を行う場合。
- 大学等の教育機関からの要請に基づき非常勤講師等の業務を行う場合。

- ・ 当機構では、採用試験のみならず、施設見学や内定式等の場においても、就活ハラスメント防止に努めています。万が一、該当する行為を受けた場合は、下記6のお問い合わせ先までご連絡下さい。
- また、外部機関への相談を希望される場合は、所属大学のキャリアセンターや、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)等へご相談ください。

(ハラスメントの例)

- 食事やデートへの執拗な誘い
- 性的な冗談やからかい
- 性的な事実関係に関する質問

※ 参考:厚生労働省 HP 【就職活動中の学生等に対するハラスメントの防止について】

○就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください！

○就活ハラスメントで困っていませんか？(あかるい職場応援団サイト)

6 本内容に係る問い合わせ先 ※職業能力開発職

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(<https://www.jeed.go.jp/>)

〒261-8558 千葉市美浜区若葉 3-1-2 総務部人事課

TEL.043-213-6129、6176(平日9:15～17:30)

E-mail saiyou@jeed.go.jp